

◎手話に関する施策の推進に関する法律

(令和七年六月二五日法律第七八号)(参)

一、提案理由(令和七年六月一三日・参議院本会議)

○和田政宗君

……………(略)……………

次に、手話に関する施策の推進に関する法律案につきまして、内閣委員会を代表いたしまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

近年、地方公共団体において手話の普及や理解の増進等を目的とする条例を制定する動きが全国に広がり、国においても手話に関する施策の総合的推進が求められております。

また、デフリンピックが本年十一月に我が国で初めて開催されるのを前に、手話に関する国民の関心が高まってきております。

本法律案は、手話に関する施策を総合的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、基本理念として、手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されること、第二に、国及び地方公共団体は手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること、第三に、手話に関する基本的施策として、手話を必要とするこどもの手話の習得の支援、学校における手話による教育等について規定しております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、内閣委員会におきまして全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(令和七年六月一八日)

○大岡敏孝君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告します。

本案は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進するため、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めるものです。

本案は、参議院提出に係るもので、去る六月十三日本委員会に付託をされ、同日、参議院内閣委員長代理者参議院議員山本博司君から趣旨の説明を聴取した後、直ちに採決しましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告します。

(注)　参議院においては、委員会の審査は省略された。